

◎東日本大震災における原子力発電所

の事故による災害に対処するための

地方税法及び東日本大震災に対処す

るための特別の財政援助及び助成に
関する法律の一部を改正する法律

(平成二十三年八月一二日法律第九六号)

一、提案理由(平成二十三年七月二八日・衆議院総務委員会)

○片山国務大臣 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要を申し上げます。

別の財政援助及び助成に関する法律による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特

(略)

次に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずるほか、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講ずる等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、固定資産税及び都市計画税の改正であります。警戒区域設定指示等の対象となつた区域のうち、住民の退去または避難の実施状況その他当該区域内の状況を総合的に勘査して市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対しては、平成二十三年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする措置を講ずることとしております。

その二は、不動産取得税の改正であります。警戒区域設定指

示の対象となつた区域内に所在する家屋の所有者等がこれにかかる家屋を取得した場合や、当該警戒区域内家屋の敷地の所有者等がこれにかかる土地を取得した場合に、当該警戒区域内家屋の床面積相当分等について不動産取得税を課さないようとする特例措置を講ずることとしております。

その三は、自動車取得税及び自動車税等の改正であります。その三は、自動車取得税及び自動車税等の改正であります。

警戒区域設定指示の対象となつた区域内にある自動車について用途の廃止等をした場合には、平成二十三年三月十一日にさかのぼつて自動車税または軽自動車税を課さないものとする措置を講ずることとしております。また、当該用途の廃止等をした自動車にかかる自動車を取得した場合の自動車取得税を非課税とするとともに、当該代替自動車等に係る平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の自動車税または軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずることとしております。

第二は、東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正に關する事項であります。

平成二十三年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額を埋めるため、地方債を起こすことができるものとする特例措置等を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願ひ申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十三年八月一日)

○原口一博君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、原子力災害に對処するための地方税法改正法案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に對処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講じ、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じようとするものであります。

両法律案は、去る七月二十七日本委員会に付託され、翌二十八日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行いました。

……………(略)……………

次いで、順次採決いたしましたところ、まず、原子力災害に對処するための避難住民事務処理特例法案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決し、原子力災害に對処するための地方

税法改正法案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

由、事務処理の特例に伴い国が講じる財政上の措置、地方税の特例に伴う自治体の減収見込額とその補填措置、原発事故に起因した自治体の減収を東電の賠償対象とする必要性等について質疑が行われました。

三、参議院総務委員長報告(平成二十三年八月五日)

○藤末健三君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、政府案が事務処理特例の対象を原発事故に伴う避難者に限定した理

別日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律